

# 宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定業務

## 第1回子ども・子育て会議資料

### - 目 次 -

<b>1. 業務実施の方針</b> .....	p1
(1) 計画策定の背景と目的.....	p1
(2) 業務実施の視点.....	p3
<b>2. 業務内容</b> .....	p5
(1) ニーズ調査業務（平成25年度業務）.....	p6
(2) 子ども・子育て支援事業計画策定業務（平成26年度業務）...	p25
<b>3. 業務の実施体制</b> .....	p29
<b>4. 業務の実施スケジュール</b> .....	p30

平成25年11月25日

宜野湾市福祉推進部保育課  
(株)都市科学政策研究所

# 1. 業務実施の方針

## (1) 計画策定の背景と目的

沖縄県を含め全国的に、世帯規模の縮小や女性の社会進出等が著しく進み、国民の生活価値観が多様化する一方、地域社会の共同体的システムが弱体化していくなど、「子ども達が生まれ育つ家庭環境や地域社会の環境」が大きな変化をとげてきた。加えて、出生率の低下による少子化がもたらす社会構造（人口構成）のアンバランスな状況は、社会の安定的な発展を阻む要因として問題視されている。

国においては、子ども達の健やかな成長を社会ぐるみで支援するため、「エンゼルプラン」等の少子化対策を次々と打ち出しており、平成 15 年 7 月には、「次世代育成支援対策推進法」が成立し、地方公共団体、事業主等による次世代育成支援行動計画の策定が義務付けられた。

平成 19 年度には「新待機児童ゼロ作戦（～希望するすべての人々が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して～）」が示され、“働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）”、“「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築”を車の両輪として進めていくこととした。

こうした対策が一定の成果をあげる一方で、待機児童の解消、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供、地域の子育て支援の充実等の課題が改めて確認され、平成 22 年 1 月に子ども・子育て支援の総合的な対策である「子ども・子育てビジョン」が策定された。同ビジョンでは、子どもが主人公（チルドレンファースト）であると位置付け、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ考え方を転換し、社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指すとした。同ビジョンに基づき、新たな子ども・子育て支援のための制度である「子ども・子育て新システムの基本制度」についての検討がなされ、それを基本とした「子ども・子育て支援法」等関連 3 法が平成 24 年 8 月に成立した。これにより、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を総合的に推進することとなり、市町村においては、子育て等支援策を定めた子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられた。

宜野湾市においては、西海岸地区等急速に市街化が進展する中で社会的保育を必要とする児童が増加し、多様な保育ニーズに対応することが課題となり、今日なお大きな課題となっている。そうした中で、宜野湾市では平成 10 年度に「宜野湾市すこやかプラン（児童育成計画）」を策定し、平成 16 年度、21 年度には、次代を担う子どもとすべての子育て家庭の支援策として「宜野湾市次世代育成支援行動計画」を策定し、待機児童の解消をはじめ多様な保育ニーズへの対応に向けた取り組みを進めてきた。さらに、この間平成 11 年度には「宜野湾市待機児童解消計画」にも取り組み、待機児童の早期解消等に力を注いできた。

そうした中、「宜野湾市次世代育成支援行動計画（後期）」が、平成 26 年度で期間満了となり、新たな計画として「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」の策定が必要となっている。同計画の策定にあたっては、保育サービスの提供や子育て支援施策について、様々な手法により実態・ニーズ把握に努める必要がある。特に、国から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」によると、同計画では“教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握を行い、事業の量の見込み”を設定し、“提供体制の確保方策”等、適切な施策を位置づける必要があるとしている。


したがって、「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画策定業務」は、本市における保育サービス等の現状の把握を行うとともに、次世代育成支援行動計画後期計画の点検・評価を行い、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を把握するためのニーズ調査を実施し、ニーズ調査等を踏まえた「量の見込み」を算定し、将来の「教育・保育等の確保対策」を検討するなど、一連の作業を踏まえ、「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものである。

## (2) 業務実施の視点

### ①子ども・子育て支援法の理念等を踏まえた対応

- ・子ども・子育て支援法の理念については、「社会全体で子育てを支える」という考え方を根拠にしており、これまでの次世代育成支援対策推進法で示されていた「家庭や親が子育てを担う」という考え方を拡大したものと言える。親への支援から子どもの成長支援に「社会全体で子育てを行う」という視点が必要となってきた。
- ・さらに、政策の柱等からも、前述の方向性が読み取れるものであり、「子どもの成長支援」とその為の「親への支援」、「地域社会のネットワークづくり支援」等が重要になるものとする。

#### □次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援法の比較

家族や親が子育てを担う  社会全体で子育てを支える (子どもが主人公(キド・イン・ファースト)、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ 等)	
<p>&lt;次世代育成支援対策推進法&gt;</p> <p>○法の基本理念</p> <p>次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、<u>家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。</u></p> <p>○計画策定指針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①地域における子育て支援</li> <li>②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</li> <li>③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</li> <li>④子育てを支援する生活環境の整備</li> <li>⑤職業生活と家庭生活との両立</li> <li>⑥子ども等の安全の確保</li> <li>⑦要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</li> </ol>	<p>&lt;子ども・子育て支援法&gt;</p> <p>○法の基本理念</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の<u>社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。</u></li> <li>2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、<u>全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。</u></li> <li>3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、<u>地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。</u></li> </ol> <p>○目指すべき社会への政策4本柱</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ</li> <li>②妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ</li> <li>③多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ</li> <li>④男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ</li> </ol>

- ・ 総論的な内容としては、前述の通りとなるが、個別的な事項として子ども・子育て支援事業計画に定めることとして、①教育・保育提供区域の設定（保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域）、②認定区分に応じた保育量の見込みと確保方策、③幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の方策などが示されており、宜野湾市の実態や市民ニーズ等を踏まえ検討していくこととする。
- ・ 以上のように、子ども・子育て支援事業計画がこれまでの次世代育成支援行動計画の単なる後継計画ではないという認識のもと、子ども・子育て支援法の理念を踏まえた上で、策定業務に取り組むこととする。

## ②待機児童の解消に向けた取組の検討（認定こども園の位置づけの明確化を含む）

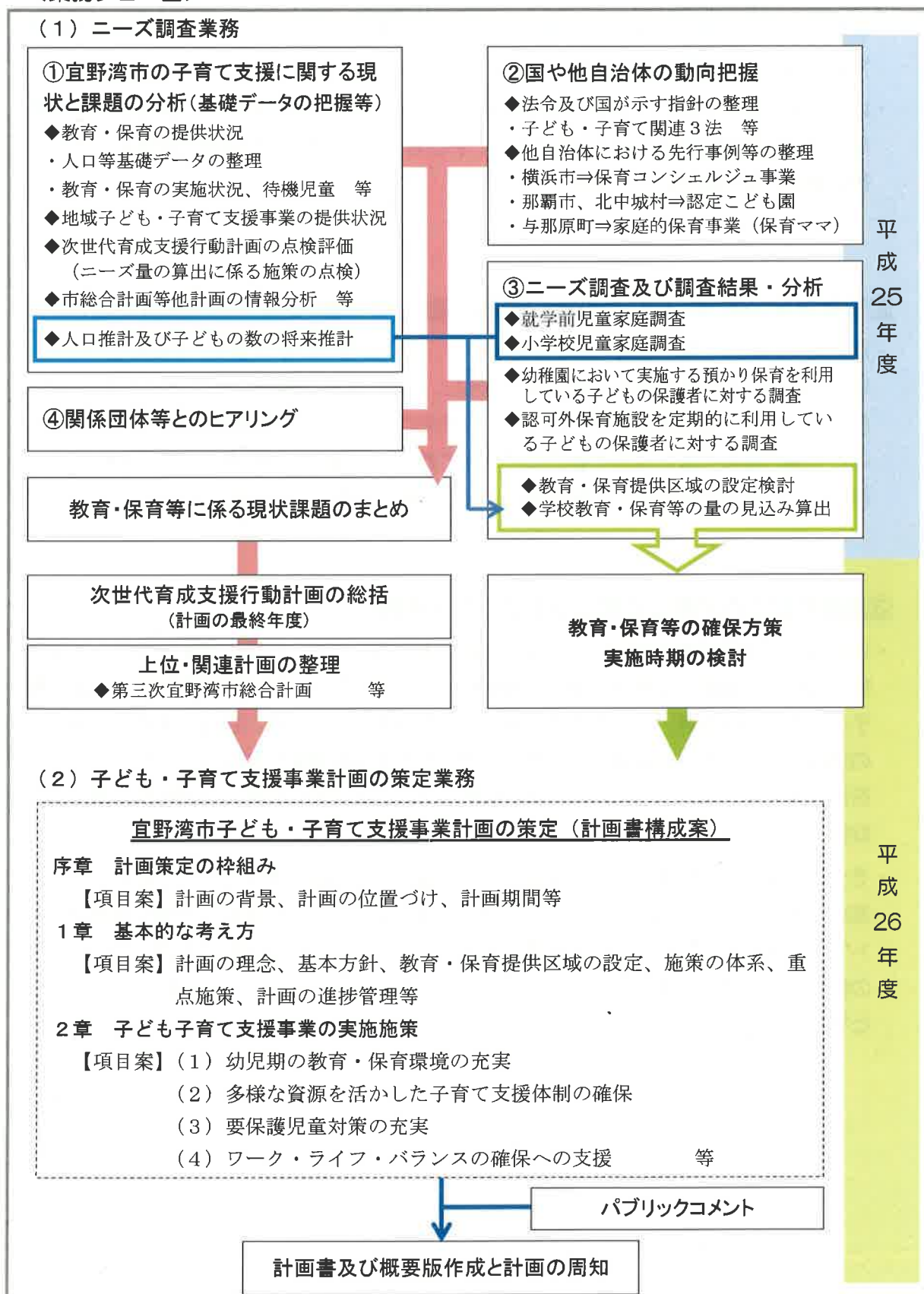
- ・ 宜野湾市においては、待機児童の解消に向け、認可保育所の新規整備、定員枠の弾力化等を進めることによりその対応を図ってきた。なお、市民の保育ニーズが一定程度みられることから、その解消を進めていくことが求められている。新計画においては、認定こども園の整備推進を検討することとなっており、待機児童の解消も視野に入れつつ、認定こども園の整備の可能性を検討し、こども園の位置づけを明確にする。

## ③地域社会での子育て支援ネットワークの構築

- ・ 地域社会での子育て支援については、宜野湾市においても、5つの児童センター、公民館での移動児童館、児童センター等を利用した学童クラブ、学校施設を利用した放課後子ども教室の開催等、児童生徒の居場所づくり等を進めている。各施設等で、地域人材の活用を図るなど、地域社会も関わっての子育て支援を展開している。一方で、子どもを取り巻く環境は、いじめ問題をはじめ厳しい状況が認められる。地域社会を挙げての取組が必要となっている。
- ・ そうした中で、宜野湾市では一定程度（中学校区）の範囲で支えあいの仕組みづくりを進めており、その枠組みも考慮に入れつつ、保護者や子どもの身近な地域で支援のネットワークを構築していくことが重要と考える。したがって、中学校区の範囲を目安に先の教育・保育提供区域を設定し、子育て支援のネットワークづくりを検討していくこととする。

## 2. 業務内容

<業務フロー図>



## (1) ニーズ調査業務（平成 25 年度業務）

### ①宜野湾市の子育て支援に関する現状と課題の分析

#### ア. 現状の教育・保育の提供状況の整理

宜野湾市の子どもたちや家庭を取り巻く環境（人口や産業構造、教育・保育施設などの立地状況等）や教育・保育の実施状況を把握し、今後の具体施策の検討に必要な基礎データを整理・分析する。

子ども・子育て支援事業計画において「教育・保育提供区域」を設定する必要があるため、施設などの地域資源については、第2次宜野湾市地域福祉計画の圏域を考慮し、中学校区ごとに整理を行う。

#### a) 人口等基礎データの整理

宜野湾市の出生率（人口千対）は、市部のうち豊見城市の 15.6 に続いて、浦添市とともに 13.8 と 2 番目に高く、県の 12.2 より上回っている。（平成 24 年人口動態統計（確定数）の概況 沖縄県HPより）

本市の特性を捉えるため、各種統計データを用い総人口や年齢 3 区分別人口、世帯数・世帯人員の推移、出生率や婚姻の動向等、人口動態を整理し、少子高齢化、核家族化等の動向を把握する。

加えて、子ども・子育て支援事業計画においては、「仕事と家庭の両立が図られる環境づくり」にむけた施策の展開が求められていることから、男女の就労状況等を整理し、社会特性の把握に努める。

#### 整理項目（案）

- ・人口、年齢 3 区分別の推移
- ・世帯数・世帯人員の推移
- ・就学前児童数等の推移
- ・出生数（母親の年齢別出生数）、出生率（人口千対）、合計特殊出生率
- ・婚姻・離婚の動向
- ・世帯の家族類型別世帯数（一般世帯数）、母子・父子世帯数
- ・産業大分類別 15 歳以上就業者数
- ・男女別労働力状態（失業者数） 等

#### b) 教育・保育の実施状況

幼稚園、保育所等の立地状況、またサービス内容や定員数等の基礎データを整理するとともに、待機児童の状況等を把握していく。子育てに関する地域の取り組み等も中学校区単位で整理を行うこととする。

地域での取り組みを把握するため、子ども会活動、民生委員児童委員や自治会、地域の子育てに関するボランティア等地域の支え合い活動の取り組み状況を整理する。

#### 整理項目（案）

- ・幼稚園、保育所、子育て支援センター、児童センター、放課後児童クラブなどの子育てに関連する施設等の立地状況（施設数、立地する地域等）、利用者数や活動状況など
- ・待機児童の推移
- ・子ども会の状況
- 等

また、認可外保育所の立地状況を整理し、認可保育所とのサービス提供の差や認可外保育施設が抱える問題点を洗い出し、今後の検討に生かすものとする。

### イ. 現状の地域子ども・子育て支援事業の提供状況の整理

市町村子ども・子育て支援事業計画は、計画期間の5年間における「量の見込み」や「確保の内容」、「実施時期」を記載することが必須となっている。地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている以下の整理項目案の事業については、地域の実情に応じて定めることになっているため、次世代後期計画の目標事業量の検証を考慮しながら、実施状況を整理する。

#### 整理項目（案）

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健診
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・一時預かり
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### ウ. 次世代育成支援行動計画の実施状況の整理（一部）

現宜野湾市次世代育成計画（後期）の計画期間は平成 26 年度までとなっており、平成 25 年度は、調査よりニーズ量の見込みを算出する教育・保育事業に係る一部の施策の進捗状況を確認し、整理する。

### エ. 市総合計画等他計画との整合性に係る情報分析

第三次宜野湾市総合計画や、第二次宜野湾市地域福祉計画で位置づけられているネットワーク圏域の捉え方などを整理する。そのほか、個別計画に位置づけられている子育てに関係する各種サービスの提供方針（対象者の条件（年齢、ひとり親世帯等））などもあわせて整理する。



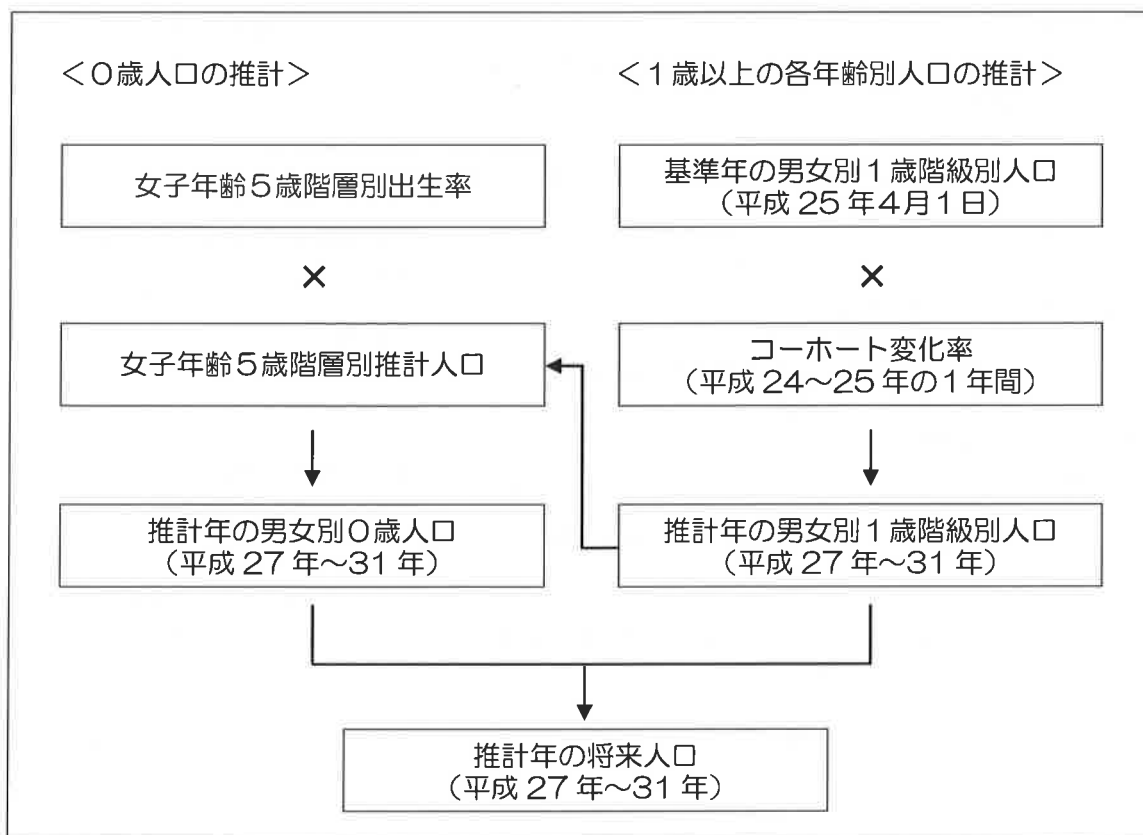
## オ. 市既存データを活用した人口推計及び子どもの数の将来推計

子ども・子育て支援事業等の量の見込みを算出するため、基礎データとなる将来人口（サービスの対象となる子どもたちを含む）の推計は、コーホート変化率法で実施することとし、1歳ごとの人口推計を算出できる様にしていくものとする。

◆コーホート変化率法について：「コーホート」とは同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。平成24年4月2日～25年4月1日生まれのコーホートは、平成27年4月1日時点で満2歳となり、平成31年度の小学1年生となる人々の集団である。コーホートごとの人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する。（厚生労働省HP参考）

人口推計は、実績人口データに基づいて行う。住民基本台帳は、毎月ないし年数回の時点における人口データを探ることができ、国勢調査よりも直近のデータが使用可能であることから、住民基本台帳の実績人口データに基づいた、1歳毎の推計を行う。これにより、1歳以上の各年齢について、子ども・子育て支援事業計画の目標年である平成31年までの人口を推計する。

0歳の人口は、「1歳下の人口」が存在しないため、「コーホート変化率」で推計することはできない。0歳人口すなわち出生数は、別途、母親となり得る女性の人口と出生率より算出する。母親の年齢別出生率（1年間に子どもを産む割合）をもとに出生数を算出し、出生性比（女兒に対する男児の割合）を用いて、男女別の出生数を推計する。



## ②国や他自治体の動向把握

ここでは法令及び国が示す指針等を把握するとともに、県内外で先駆的に実施されている教育・保育サービスや地域が積極的に子育て支援に取り組んでいる事例を整理し、本市の子ども・子育て支援事業計画の施策を検討する際の参考とする。

### ア. 法令及び国が示す指針の整理

整理項目（案）	
・児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）	
・子ども・子育て関連3法（子ども子育て支援法／認定こども園法一部改正法／整備法）	
・子ども・子育て支援法にもとづく基本指針（案）	
・児童虐待の防止に関する法律	・待機児童解消「先取り」プロジェクト
・子ども・子育てビジョン	・子ども・若者ビジョン
・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」	等

### ■参考：これまでの主な国の動きと市の取組み

	国の動き	市の取組み
平成6年	エンゼルプラン	
平成10年		宜野湾市すこやかプラン
平成11年	少子化対策推進基本方針	
平成12年	新エンゼルプラン	宜野湾市待機児童解消計画
平成13年	仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等） 少子化対策プラスワン	
平成15年	次世代育成支援対策推進法、少子化社会対策基本法	
平成16年	少子化社会対策大綱、子ども・子育て応援プラン	
平成17年		宜野湾市次世代育成支援行動計画(前期) ※平成17年度～21年度
平成18年	新しい少子化対策について 認定こども園制度スタート	(第三次宜野湾市総合計画 基本構想・前期基本計画)
平成19年	「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略 仕事と生活の調和検証	
平成20年	「新待機児童ゼロ作戦」について	
平成22年	子ども・子育てビジョン 子ども・子育て新システム検討会議 子ども・子育て新システムの基本制度案要綱	宜野湾市次世代育成支援行動計画(後期) ※平成22年度～26年度
平成23年		(第二次宜野湾市地域福祉計画) (第三次宜野湾市総合計画 後期基本計画)
平成24年	「子ども・子育て新システムに関する基本制度」 等少子化社会対策会議決定 子ども・子育て関連3法公布	(第三次宜野湾市障害者福祉計画)
平成25年	子ども・子育て会議設置	(第二次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画)

## イ. 他自治体における先行事例等の整理

### 整理項目（案）

- ・横浜市⇒保育コンシェルジュ事業
- ・松戸市⇒子育てコーディネーター
- ・那覇市、北中城村⇒認定こども園
- ・与那原町⇒家庭的保育事業（保育ママ）
- ・名護市、豊見城市⇒公民館での自治区幼児園
- 等

## ③ニーズ調査及び調査結果・分析

国の基本方針（案）においても、保護者に対する調査等を踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこととしている。宜野湾市の実情に応じた事業展開を図るため、市民の現在の利用状況と今後の利用希望を把握するニーズ調査を行う。

## ア. 調査票及び調査仕様の作成

### ＜調査の対象者＞

- 就学前児童家庭調査 --- 就学前児童（0～5歳児）の保護者：約 3000 件
- 小学校児童家庭調査 --- 小学1年生～6年生の保護者：約 1000 件

### ＜調査票の作成＞

調査票は、国の示す基本指針やひな形をもとに、本市の特性や実態を反映させた独自の項目を加える。国の示す調査票案は、就学前の子どもを主な対象とした内容となっていることから、小学児童の調査については、放課後児童クラブに関する設問に加え、次世代後期計画のニーズ調査の質問項目を参考にしながら作成する。

### ○配慮すべきポイント

- ・調査の目的などを入れた協力依頼文を調査票の冒頭に作成する。
- ・子ども・子育て支援法、幼児期の学校教育、認定こども園などの文言について、国のパンフレット等を活用しながら、わかりやすいように定義や具体施設名など注釈をつける。

#### 【例示】

幼児期の学校教育とは、幼稚園、認定こども園

保育とは、保育所、認可外保育施設、家庭的保育、認定こども園

地域の子ども子育て支援事業とは、ファミリー・サポート・センター事業、地域子育て支援事業（子育て支援センター）

- ・ニーズ量の算定を目的とした項目以外に、保育サービス等を利用せず、家庭で子育てをされている保護者のニーズが把握できる設問について検討する。

◆就学前児童の調査項目（案）

：必須項目／

：提案項目等

備考欄…×：国の調査票の任意項目のうち削除する設問、目：次世代後期計画で目標指標となっている設問

調査票	問の番号	項目	必須／任意	(国の問番号)	備考		
居住地域	1	居住地区	必須	1	教育・保育の提供区域設定の検討に向け、中学校区などでの集計が行えるよう自治会単位等での選択肢とすることを提案。		
対象児童と家族の状況	2	あて名の子どもの生年月	必須	2			
	—	きょうだいの数、末子の生年月	任意	3	×	回答者の負担軽減のため削除。	
	3	家族構成について	—	—		国の調査票案には無いが、ひとり親家庭や祖父母との同居の状況を把握するために追加。(潜在ニーズ量の把握に対応)	
	4	回答者の続柄	必須	4			
	5	配偶者の有無	必須	5			
	6	あて名の子の子育てを主に行っている方	必須	6			
	7	障害や発達の遅れの有無	—	—		国の調査票案には無いが、障害や発達の遅れが気になる状況の有無を把握するために追加。	
子どもの育ちをめぐる環境	—	あて名の子の子育てに日常関わる方(施設)	任意	7	×	問6と重複する内容のため、問6に統合。	
	—	子育てにもっとも影響する環境	任意	8	×	施策への反映が困難なため削除。	
	8	日頃子どもをみてもらえる親族・知人		任意	9		
		-1	親族にみてもらう状況(心配・困難度)	任意	9-1		
		-2	友人知人にみてもらう状況(心配・困難度)	任意	9-2		
	9	子どもの健康管理について	—	—	目	次世代後期計画で目標指標として設定していた項目であり、検証を行うため追加。	
	10	子育ての不安・負担感	—	—	目	〃	
	11	子育てに悩んでいることの内容	—	—	目	〃	
	12	子育てについて相談できる人・場所の有無		任意	10	目	次世代後期計画で目標指標として設定していた項目と似た内容であることから、検証に活用するため、一部文言を修正。
		-1	相談先	任意	10-1		

調査票	問の番号	項目	必須／任意	(国の問番号)	備考	
	—	子育てに必要なサポートについて	任意	11	×	記入式は回答者にも負担がかかり、自由記入欄で対応可能と思われるため削除。
	13	子育てに関してどのような相談窓口があるとよいか		—		上記の設問(子育てに必要なサポートについて)の代わりに、必要と思う相談窓口を問う設問を選択肢形式で追加。
保護者の就労状況	14(1)	母親の就労状況	必須	12(1)		新制度における保育の必要性に照らし、保護者の就労状況を捉えるとともに、「教育・保育の量の見込み」の算出に活用。
		-1 就労日数・就労時間	任意	12(1)-1		
		-2 家を出る時刻・帰宅時刻	任意	12(1)-2		
	14(2)	父親の就労	必須	12(2)		
		-1 就労日数・就労時間	任意	12(2)-1		
		-2 家を出る時刻・帰宅時刻	任意	12(2)-2		
	15(1)	母親のフルタイムへの転換希望	必須	13(1)		
	15(2)	父親のフルタイムへの転換希望	必須	13(2)		
16(1)	母親の就労希望	必須	14(1)			
16(2)	父親の就労希望	必須	14(2)			
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況	17	定期的な教育・保育事業の利用状況	必須	15		「教育・保育の量の見込み」の算出に活用。 定期的にご利用している事業について、障がい児関連の事業を追加。
		-1 定期的にご利用している事業	必須	15-1		
		-2 平日利用頻度・利用時間(現在/希望)	必須	15-2		
		-3 利用している事業の実施場所	任意	15-3		
		-4 利用している理由	任意	15-4		
	-5 利用していない理由	任意	15-5			
18	希望した時期にサービスを利用できたか	—	—	目	次世代後期計画で目標指標として設定していた項目であり、検証を行うため追加。	
19	平日に定期的な利用を希望する事業	必須	16		「教育・保育の量の見込み」の算出に活用。(希望する事業について、障がい児関連の事業を追加。)	
	-1 利用したい場所	任意	16-1			
地域の子育て支援事業の利用状況	20	地域子育て支援拠点事業の利用状況・頻度	必須	17		「地域子育て支援拠点事業の量の見込み」の算出に活用。(地域子育て支援拠点事業)
	21	地域子育て支援拠点事業の利用希望	必須	18		
	22	お住まいの地域は子育てをしやすいか	—	—	目	次世代後期計画で目標指標として設定していた項目であり、検証を行うため追加。
	23	子どもと外出の際に困る(困った)事	—	—	目	”

調査票	問の番号	項目	必須／任意	(国の問番号)	備考
	24	事業の認知度・利用状況・利用希望	任意	19	目 選択肢として、5年前に行った就学前児童アンケート問22と選択肢の項目をあわせ、子育てサロン、家庭児童相談室等を追加し、認知度や利用経験、利用意向の変化を確認する。
育事業の希望 土日長期休暇の定期的な教育・保	25(1)	教育・保育事業についての土曜日の利用希望・頻度と時間帯	必須	20(1)	
	25(2)	教育・保育事業についての日曜・祝日の利用希望・頻度と時間帯	必須	20(2)	
		土日にたまに利用したい理由	任意	20(2)-1	×
	26	幼稚園利用者の長期休暇中の利用希望・頻度	必須	21	
		長期休暇中にたまに利用したい理由	任意	21-1	×
病気の際の対応	27	病気で教育・保育事業が利用できなかったことの有無	必須	22	
		-1 対処方法	必須	22-1	
		-2 病児・病後児のための保育施設等の利用希望・頻度	必須	22-2	
		-3 希望する病児・病後児のための保育施設等の事業形態	任意	22-3	
		-4 利用したいと思わない理由	任意	22-4	
		-5 仕事を休み子どもを看たいと思ったか	任意	22-5	
		-6 休んで子どもを看られない理由	任意	22-6	
不定期な教育・保育事業へ宿泊を伴う一時預かり等	28	不定期に利用している事業の状況・頻度	必須	23	宜野湾市で実施していないトワイライトステイ事業は削除。
		-1 利用していない理由	任意	23-1	
	29	不定期に利用する事業の有無・利用希望日数	必須	24	
		-1 希望する不定期の教育・保育事業の形態	任意	24-1	
	30	泊りがけで家族以外に看てもらった必要があったかとその際の対処方法	必須	25	宜野湾市で実施していないショートステイ事業は削除。
		-1 困難度	任意	25-1	
	31	トワイライトステイの利用意向	-	-	宜野湾市では母子生活支援施設の整備を計画しており、当施設での実施の可能性があることからニーズを把握する。
32	ショートステイの利用意向	-	-	〃	

調査票	問の番号	項目	必須／任意	(国の問番号)	備考	
過し方 小学校就学後の放課後の	33	低学年の放課後の居場所・頻度	必須	26	「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」の算出に活用。(放課後児童クラブ事業)	
	34	高学年の放課後の居場所・頻度	必須	27		
	—	土曜日、日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望・頻度	任意	28	×	就学児童調査にて、実態や希望を把握するため削除。
	—	長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望・頻度	任意	29	×	
職場の両立支援制度	35	父母の育児休業の取得状況	任意	30	目	任意項目であるが、ワーク・ライフ・バランスの観点で重要な指標となることから、国の案に基づき実施する。  父親の育児休業取得状況については、次世代後期の目標として設定していた項目であり、検証に活用。
	-1	育児休業給付、保険料免除の認知度	任意	30-1		
	-2	育児休業後の職場復帰の状況	任意	30-2		
	-3	育児休業後の職場復帰と保育所入所が合ったかどうか	任意	30-3		
	-4	育児休業後の職場復帰までの期間(実際/希望)	任意	30-4		
	-5	育児休業が3歳まで取得可能であった場合何歳まで取りたかったか	任意	30-5		
	-6	希望時に職場復帰しなかった理由	任意	30-6		
	-7	短時間勤務制度の利用の有無	任意	30-7		
	-8	短時間勤務制度を利用しなかった理由	任意	30-8		
	-9	1歳で必ず利用できる事業がある場合の復帰	任意	30-9		
—	子育ての環境や支援への満足度	任意	31	×	選択肢が漠然としていて選択しづらいので削除。	
36	子育てに必要な支援	—	—		5年前に行った設問項目を追加し、利用意向の変化を確認する。	
37	子育てに関する自由意見	任意	32			

◆小学生保護者の調査項目（案）

国から調査票が示されていないことから、次世代後期計画の際の小学生保護者調査をベースに作成（※欄に番号が入っているものは、次世代（後期）の調査にて実施した設問。）

：提案項目等

備考欄…国：国の調査票（就学前児童用）からの設問、目：次世代後期計画で目標指標となっている設問

分類	問番号	項目	代※ 調次 査世	備考	
居住地域	1	居住地区	—	国 教育・保育の提供区域設定の検討に向け、中学校区などでの集計が行えるよう自治会単位等での選択肢とすることを提案。	
対象児童と家族の状況	2	あて名の子どもが通う小学校と学年	Q1	次世代では生年月	
	3	きょうだい数、きょうだいがいる場合は何番目のお子さんか	Q2	次世代ではきょうだい数と末子生年月	
	4	家族構成について	Q3		
	5	あて名の子の子育てを主に行っている方	Q5		
	6	障害や発達の遅れの有無	—	障害や発達の遅れが気になる状況の有無を把握するために追加。	
	子どもの育ちをめぐる環境	7	日頃子どもをみてもらえる親族・知人	Q4	
-1 親族にみてもらう状況(心配度)					
-2 友人知人にみてもらう状況(心配度)					
8		朝食摂取の状況	Q23	目 次世代後期計画で目標指標として設定していた項目であり、検証を行うため追加。	
9		子育ての不安・負担感	Q17		
10		子育てに悩んでいることの内容	Q18		
11		子育てについて相談できる人・場所の有無	Q20		
12		どのような相談窓口があるとよいか	—	「利用者支援」検討の際の基礎データとして把握する。	
13	情報の入手先	Q21			
保護者の就労状況	14(1)	母親の就労状況	—	国	新制度における保育の必要性に照らし、保護者の就労状況を捉えるとともに、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」の算出に活用。
		-1 就労日数・就労時間	—	国	
		-2 家を出る時刻・帰宅時刻	—	国	
	14(2)	父親の就労状況	—	国	
		-1 就労日数・就労時間	—	国	
		-2 家を出る時刻・帰宅時刻	—	国	
	15(1)	母親のフルタイムへの転換希望	—	国	次世代後期のニーズ調査においても同様の設問があったが、量の見込み算出に活用するため、国の設問に準じて実施。
	15(2)	父親のフルタイムへの転換希望	—		
	16(1)	母親の就労希望	—	国	
	16(2)	父親の就労希望	—	国	



分類	問番号	項目	代※ 調次 査世	備考	
状況 市の子育て支援事業等の利用	17	事業の認知度・利用状況・利用希望	Q16	目 選択肢として、5年前に行った就学児童アンケート問16と選択肢の項目をあわせ、子育てサロン、家庭児童相談室母子自立支援員等を追加し、認知度や利用経験、利用意向の変化を確認する。	
	18	お住まいの地域は子育てをしやすいか	Q32	目 次世代後期計画で目標指標として設定していた項目であり、検証を行うため設定。	
	19	子どもと外出の際に困る(困った)事	Q33	目	
の対応 病気の際	20	病気で教育・保育事業が利用できなかったことの有無	—	国	「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」(病児・病後児保育)の算出に活用。
		-1 対処方法			
		-2 病児・病後児のための保育施設等の利用希望・頻度			
り等 宿泊を伴う 時預か	21	トワイライトステイの利用意向	—		宜野湾市では母子生活支援施設の整備を計画しており、当施設での実施の可能性があることから利用意向を把握する。
	22	ショートステイの利用意向	—		
放課後の過ごし方	23	放課後に過ごす場所	—	国	「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」の算出に活用。(放課後児童クラブ事業) 国の就学前調査票では、将来の意向として聞いているが、小学生調査なので現状を確認
		-1 放課後児童クラブ利用者について、本来希望していた日数・時間との乖離の有無	—		上記のニュアンス変更に伴い、放課後児童クラブについての当初希望と実態の乖離を確認する設問、利用していない理由を確認する設問を追加。
		-2 放課後児童クラブを過去に利用したこと・利用を希望したことの有無	—		
		-3 放課後児童クラブを利用しなかった・利用しなくなった理由	—		
	24	高学年の放課後の居場所・頻度	—	国	「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」の算出に活用。(放課後児童クラブ事業)
	25	土曜日、日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望・頻度	—	国	
	26	長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望・頻度	—	国	
重要なこと 子育て環境として	27	子育てに必要な支援	Q34		5年前に行った設問項目を追加し、利用意向の変化を確認する。
	28	子育てに関する自由意見			

## イ. 調査の実施

### <就学前児童家庭調査>

対象者の抽出：就学前児童（0～5歳児）の保護者、3,000件

抽出にあたっては、同じ世帯に複数届かないよう配慮する。

実施方法：郵送による配布回収（幼稚園や保育所等を利用している場合はそれぞれの施設にて提出できるものとする）。

回収率を高めるためにも、返信用封筒の宛先は市役所保育課とする。

### <小学校児童家庭調査>

対象者の抽出：小学1年生～6年生の保護者、1,000件

小学校ごとの児童数比を求め、標本数を配分する。配分された数を1クラス35人として、各学年必要なクラス数を算出する。さらに各学校の児童数をみながら分配する。

実施方法：担任の先生⇒児童⇒保護者（回収はこの逆である）

担任の先生等に負担がかからないよう、封筒に調査票を入れた形で準備する。

## ウ. 調査の集計

回収後は速やかに入力、集計分析を行う。ニーズ量算出のために必要なクロス集計も行う。自由回答の集約分析も行う。

そのほか、「幼稚園において実施する預かり保育を利用している子どもの保護者に対する調査」、「認可外保育所を定期的に利用している子どもの保護者に対する調査（今後国の動向を参考に実施予定）」の入力、集計、分析を行う。

## エ 調査結果に基づく必要なサービスとその量の整理・分析

### a) 教育・保育提供区域の設定検討

子ども・子育て支援事業計画においては、計画圏域（教育・保育提供区域）の設定が必須事項となっており、教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとし、小学校区、中学校区、行政区単位等で地域の実情に応じて設定することとなっている。

本市では、地域福祉計画において、『身近な地域で、「福祉サービスの提供」や「市民の活動」をスムーズにするための地域の範囲』として、住民の支え合い活動の内容や連携のための範囲として圏域設定が行われており、その1つとして中学校区を単位とした中圏域が設定されているなど、福祉分野の計画において、地域を単位とした支え合いの仕組み・体制づくりが進められている。

したがって、地域福祉計画等での圏域設定を参考として、宜野湾市における望ましい教育・保育提供区域の設定を行うものとし、中学校区単位での設定を念頭に検討を進めていくこととする。

## ■参考：福祉分野の計画における圏域の設定

### 【第二次宜野湾市地域福祉計画】

身近な地域で、「福祉サービスの提供」や「市民の活動」をスムーズにするための地域の範囲として各種圏域を設定。

- ・自治会の区域：顔の見えるお隣近所の範囲での支え合いを推進
- ・中 圏 域：中学校区を単位とし、自治会単位での活動や近隣地域での連携をサポートし、住民に身近な地域での相談・サービスのコーディネート等を図る単位（拠点として、2圏域に1か所のチェイシーセンターの設置を計画）
- ・市 域 全 体：全市レベルの取組みを推進し、総合的な調整等を図るための範囲
- ・広 圏 域：他市町村との連携による取組みを推進



### 【第5期宜野湾市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

地域福祉計画との整合性を図りつつ、高齢者人口比等に応じた各種圏域を設定。

- ・基礎的生活圏域：地域のまとまりの中で健康づくり活動や介護予防等を展開し、併せて地域コミュニティの復活及び再生を図る範囲として自治会の区域を基礎的生活圏域として設定
- ・日常生活圏域：高齢者を支援する関係者の連携体制の充実強化を図る圏域として、中学校区をベースに、高齢者の人口比率を勘案してバランスを取った範囲
- ・市 圏 域：総合的な相談支援や高齢者施策を統括・調整する範囲
- ・広 圏 域：市圏域を越え、周辺市町村や国・県の機関等との連携による取組みが行われる範囲

b) 学校教育・保育等の量の見込み、確保方策等の検討（確保方策・実施時期の検討については平成 26 年度業務）

宜野湾市の学校教育・保育等の現状、保育施設整備の動向、アンケート調査結果、将来人口推計等をベースに、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを検討し、併せて教育・保育提供区域ごとの確保方策を検討する。

■検討するサービス（サービスの詳細はP22・23参照）

【幼児期の学校教育・保育】

- 認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）

【地域子ども・子育て支援事業】

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業等の 13 事業

<見込み量算出、確保方策・実施時期検討の流れ>

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」においては、『幼児期の学校教育・保育』及び『地域子ども・子育て支援事業』について、各年度における教育・保育提供区域ごとの量の見込みを作成することが示されている。

- ・当該市町村に居住する“子ども及びその保護者の利用状況及び利用希望調査”等により把握する見込みを踏まえて分析且つ評価を行う。
- ・参酌標準を参考に事業の種類ごとの見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示す。
- ・その提供体制の確保内容及びその実施時期を定める。

子ども・子育て支援事業計画においては、『「量の見込み」の集計の手引き』が平成 25 年 12 月下旬に提示される予定となっている。

したがって、今回提示される『「量の見込み」の集計の手引き』に基づき、アンケート結果より各事業のニーズ量の把握を行い、人口推計を掛け合わせることで事業量の算出を行っていくものとし、子ども・子育て支援事業計画において必要な要素（圏域ごとの量の見込みの算定、新規事業における量の見込みの算定方法の検討等）を勘案し、各事業の量の見込みの算定及び確保方策等の検討を図っていくものとする。

なお、現時点では、新規に創設される事業の内容及び各種事業の見込み量算出の方法等において不確定要素も多く、算出方法については、国の動向に着目しながら検討を進めていくことが求められるが、次世代育成支援行動計画の際の事業量検討の流れを基にした手順が想定されるので、以下に現時点で想定される算出方法の概要を示す。

■目標事業量設定の流れ

○家庭類型（現在）の算出  
アンケート調査結果より、  
・子どもの年齢  
・父母との同居の状況  
・父親及び母親の就労状況  
を用い、現在の家族類型の率を算出。

○家庭類型（潜在）の算出  
家庭類型（現状）を基にアンケート調査結果より、  
・母親の将来の就労希望  
・母親が将来希望する就労形態  
を反映させ、潜在的な需要を勘案した家族類型（潜在家庭類型）の率を算出。

※子ども・子育て支援事業計画においては、潜在ニーズの算出は求められていないが、県内自治体等では、通常保育等において潜在ニーズを勘案して設定した事業量を上回ってニーズが発生している傾向にあることから、基本的に潜在ニーズを加味する必要があると想定される。

『「量の見込み」の集計の手引き』を活用した事業ごとの算出方法の検討

※基本的な算出の流れ

事業によって若干方法は異なるが、以下の流れで事業量を算出することになると想定される。

- ①家族類型別「児童実数」の算出  
(目標年の推計児童数×潜在家庭類型)
- ②サービス必要人数(もしくは日数)の算出  
(①×家庭類型別のサービス利用率\*)  
※現状の利用率+利用意向の割合

保育の必要性を勘案した認定区分ごと(0~2歳、3~5歳)の割合の算出  
(潜在的な需要を勘案した家庭類型の割合算出も検討)

教育・保育提供区域別割合の算出

事業ごとの算出方法の検討

人口推計結果(推計児童数)の反映

【幼児期の学校教育・保育】

就学前児童について、以下を区分  
①満3歳以上で保育を必要としない子  
②満3歳以上で保育を必要とする子  
③満3歳未満で保育を必要とする子

ワークシートを活用した事業ごとの量の把握

ワークシートによらない事業について実績等を用いた算出方法の検討・量の把握

【地域子ども・子育て支援事業】

ワークシートを活用した事業ごとの量の把握

ワークシートによらない事業について実績等を用いた算出方法の検討・量の把握

・潜在ニーズ量を指定表示単位に変換 ⇒ 量の見込み

<平成26年度業務>

・平成31年度の潜在ニーズ量の達成を念頭に置きつつ、これまでの実績や教育・保育提供区域ごとの施設整備の動向等を考慮し、確保方策を設定

■参考：幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」の概要

- ・下記の《認定区分》ごとに利用状況や利用希望等を踏まえて、必要な「量の見込み」を記載
  - ・「量の見込み」に対応するように《提供する施設》による「確保の内容」「実施時期」を記載
  - ・「量の見込み」との差がある場合には、整備が必要
- 教育・保育提供区域ごとに作成

【認定区分と提供する施設】

《認定区分》		➔	《提供する施設》
1号認定こども	3～5歳：学校教育のみ		
2号認定こども	3～5歳：保育の必要性あり		保育所・認定こども園
3号認定こども	0～2歳：保育の必要性あり		保育所・認定こども園・地域型保育事業

年齢区分ごとの保育・教育に対するニーズ量

実施時期

【見込み量算定のイメージ】

〇〇中学校圏域	1年目			2年目			3年目
	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の必要性あり	0-2歳 保育の必要性あり	
①量の見込み (必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
②確保の内容	教育・保育施設	300人	200人	300人	200人	150人	
	地域型保育事業			20人		30人	
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	

ニーズに対してどのような施設（事業）で対応するのか

- ※教育・保育施設：認定こども園・幼稚園・保育所
- ※地域型保育事業：小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業

■参考：地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」の概要

- ・事業ごと、教育・保育提供区域ごとに利用状況や利用希望等を踏まえ、必要な「量の見込み」を記載
- ・「量の見込み」に対応するように、「確保の内容」「実施時期」を記載
- ・「量の見込み」との差がある場合には、整備が必要

事業ごとに記載

【見込み量算定のイメージ】

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人 (10か所)	3000人 (10か所)	3000人 (10か所)
②確保の内容	3000人 (10か所)	3000人 (10か所)	3000人 (10か所)
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人 (20か所)	800人 (20か所)	800人 (20か所)
②確保の内容	600人 (16か所)	700人 (18か所)	800人 (20か所)
②-①	▲200人 (4か所)	▲100人 (2か所)	0

子ども・子育て支援事業計画において、見込み量等を設定する項目の内容を以下に整理する。事業の内容によっては、ニーズ調査からの量の見込み算出に向かないものがあることから、適宜、実績値等を基にして量の見込みの算出を検討していくものとする。

※下記の事業のうち、下線は「次世代育成支援行動計画（後期計画）」において、目標事業量算出が求められていた事業。

※網掛けは、「次世代育成支援行動計画（後期計画）」において、ワークシートにより目標事業量の算出を検討した事業。

事業名	事業内容
<b>幼児期の学校教育・保育</b>	
①教育・保育施設 ※認定こども園・幼稚園・ <u>保育所</u>	認定こども園・幼稚園・保育所が該当。 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。 ・1号認定子ども：3～5歳、学校教育のみ ・2号認定子ども：3～5歳、保育の必要性あり ・3号認定子ども：0～2歳、保育の必要性あり
②地域型保育事業 ※小規模保育事業・家庭的保育・ <u>居宅訪問型保育</u> ・事業所内保育	小規模保育事業・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育が該当。 上記と同様、保育の必要性を認定した上で給付を支給。 ※3号認定子どもを主とし、定員規模が20人未満の小規模な保育事業。特例給付による利用形態として1号・2号認定子どもにも対応することが想定されている。
<b>地域子ども・子育て支援事業</b>	
①利用者支援【新規】	子どもや保護者が、認定保育園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。 教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等も行う。
② <u>地域子育て支援拠点事業</u>	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施。（交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、親育ち・子育て支援に関する講習等） また、地域機能強化型では、利用者支援（子育て関連事業の利用にあたって支援する取組み）・地域支援（地域における親・子の育ちを支援する取組み）機能を付加し、機能を強化。
③妊婦健診	妊婦の状態を的確に把握し安心して出産を迎えられるよう、全妊婦に対し公費負担で妊婦健診を行う事業。 平成21年4月より妊婦健診の公費負担がそれまでの5回から14回（望ましい健診回数）に拡充。 ※補正予算による対応から、平成25年度以降は地方財政措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行。
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

事業名	事業内容
⑤養育支援訪問事業、その他事業	
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業。 ※育児支援家庭訪問事業より移行。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るための以下の取組みに対する支援の実施。 ※調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組み（児童福祉司任用資格取得のための研修受講、学識経験者による研修会開催等） ※ネットワーク関係機関の連携強化（ケース記録・進行管理台帳の電子化等）
⑥子育て短期支援事業	
ショートステイ事業	保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において療育・保護を行う事業。（原則として7日以内）
トワイライトステイ事業	保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業。（宿泊可）
⑦ファミリーサポートセンター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業。 ※相互援助活動の例：子どもの預かり、送迎など。 ※平成21年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を付加。
⑧一時預かり	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業。
⑨延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業。 ※通常保育の時間延長部分。
⑩病児・病後児保育事業	地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。 ※事業類型：病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）
⑪実質徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	※幼稚園、保育所等の運営状況を踏まえ、国において詳細を検討。
⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】	
⑬放課後児童クラブ	共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業。



#### ④関係団体等とのヒアリング

市内の子育て支援の取り組みに関して、より具体的な課題やニーズを把握するため、担当課の協力のもと、日頃から子育てや子育て支援に関わっておられる関係団体の方々に集まっていただき、ヒアリングを実施する。また、ヒアリングだけでなく、それぞれの活動内容や問題の共有化を図り、今後の協力体制へとつなげていくことができるよう交流の場として実施する。

##### ヒアリング団体（案）

- ・幼稚園教諭、保育士、子育て支援センター職員、主任児童委員、ファミリー・サポート・センターの会員、コーディネーター、児童センター利用の母親クラブの方、地域で子育て支援活動が活発な自治会長 等。

##### ヒアリング項目（案）

- ・地域の子育て支援について（地域で孤立している子育て中の保護者の発見と働きかけについて、民生委員児童委員の取り組み紹介等）
- ・子育て支援センター、児童センターなどの活動内容について、またその要望
- ・教育、保育サービスの利用状況について
- ・子育てと仕事の両立などについて 等



関係課に点検していただいたシートに基づき、教育・保育サービスの課題や子ども子育て支援事業等の方向性を確認するため、関係課へのヒアリングを行うこととする。

## ②教育・保育、地域の子育て支援サービスの確保及び実施時期の検討

前述した「学校教育・保育等の量の見込み、確保方策等の検討」のうち、確保方策の検討及び実施時期の検討を行う。（詳細は前述参照）

## ③上位・関連計画の整理

第三次宜野湾市総合計画での教育・保育に関する位置づけを把握するとともに、関連する個別計画の内容を整理する。

### 整理項目（案）

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| ・第三次宜野湾市総合計画   | ・宜野湾市次世代育成支援行動計画（後期） |
| ・第二次宜野湾市地域福祉計画 | ・第二次ひとり親自立促進計画       |
| ・第三次障がい者福祉計画   | ・健康ぎのわん 21           |
| ・宜野湾市幼稚園教育振興計画 | ・宜野湾市生涯学習推進計画        |
| ・沖縄 21 世紀ビジョン  | ・おきなわ子ども・子育て応援プラン 等  |

#### ④宜野湾市子ども・子育て支援事業計画の策定（計画書構成案）

市町村子ども・子育て支援事業計画に記載すべき内容について、国の基本指針（案）では以下の様に定められている。

##### ■基本指針（案）における市町村子ども・子育て支援事業計画への記載事項

- 市町村子ども・子育て支援事業計画は、基本的に、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」を記載する。
- 基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画において定めなければならない「必須記載事項」と、地域の実情に応じて定めることとする「任意記載事項」が規定されている。

##### 【必須記載事項】

1. 教育・保育の提供区域
2. 教育・保育の量の見込み、提供体制確保の内容、実施時期
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制確保の内容、実施時期
4. 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進方策 等

##### 【任意記載事項】

1. 計画の理念等
2. 産休・育休後の円滑な教育・保育施設の利用の確保 等
3. 児童虐待、母子・父子家庭の自立支援、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携
4. その他（計画策定期間、計画期間、計画の達成状況の点検と評価）

子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援行動計画の後継計画的なものとなる。一方で、前述した様に「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画策定指針では、7つの柱が提示され、子育てに関する総花的な計画の策定が求められていたのに対し、「子ども・子育て支援法」においては、目指すべき社会への政策4本柱が示されており、子ども・子育て支援に係る内容を絞った計画づくりが求められていると言える。なお、「次世代育成支援対策推進法」については、その延長について検討も行われている所となっていることから、計画で扱う範囲については今後の国の動向を注視しつつ柔軟に対応していくものとし、現段階では国の基本指針（案）を参考に、計画書の構成案を以下の様に示す。

## ■宜野湾市子ども・子育て支援事業計画（目次構成案）

### 序章：計画策定の枠組み

- ・計画全体の枠組み等についての整理を行う。

#### 【項目案】

計画の背景、計画の位置づけ、計画期間等

### 1章：基本的な考え方

- ・子ども子育て支援事業を推進するにあたっての本市の理念等を整理する。

#### 【項目案】

計画の理念、基本方針、教育・保育提供区域の設定、施策の体系、重点施策、計画の進捗管理等

### 2章：子ども子育て支援事業の実施施策

- ・上記の基本的な考え方を踏まえ、国の方針を参考に具体的に展開する施策の提案を行う。
- ・「教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期」、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期」について、前述の検討結果を基に該当施策部分にその内容を位置づける。

#### 【項目案】

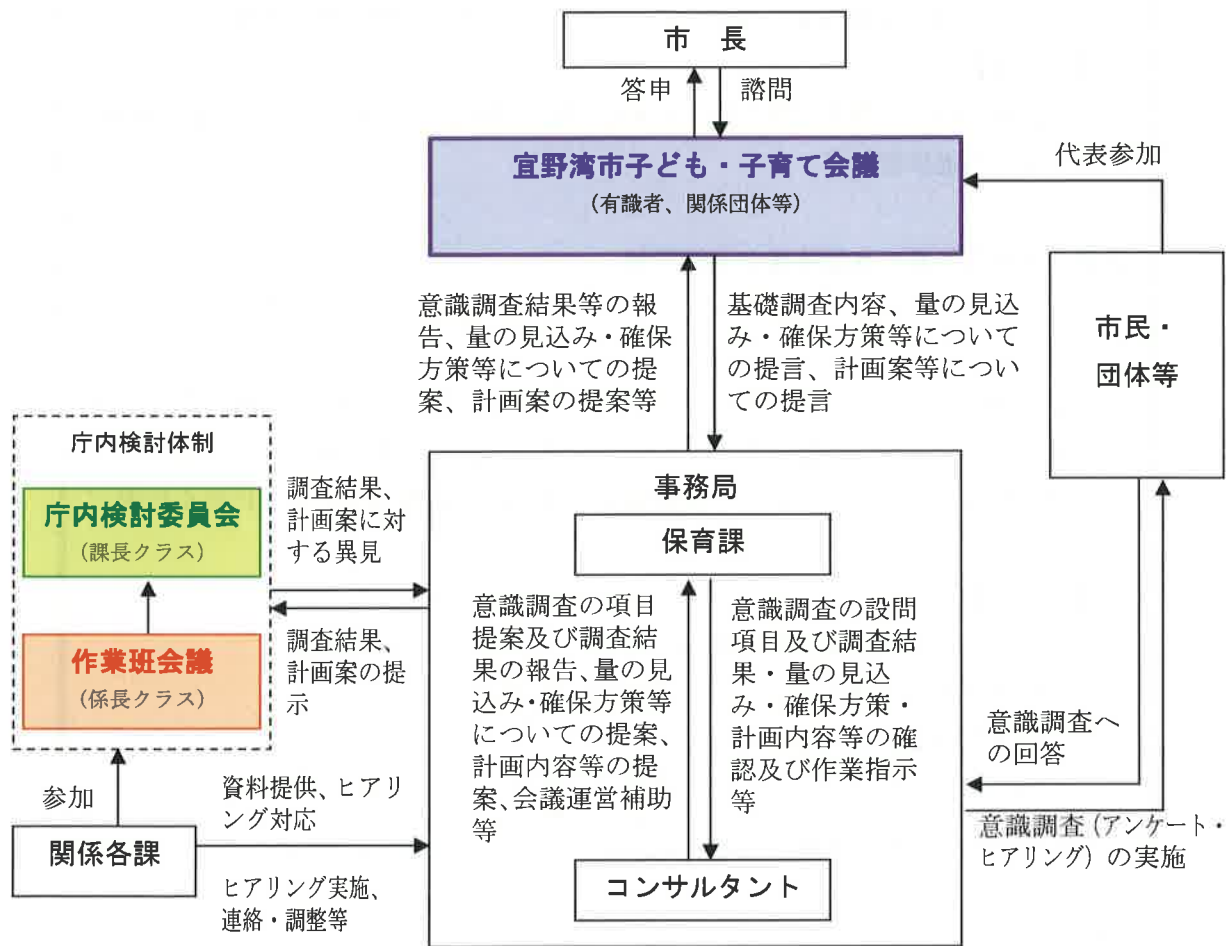
- (1) 幼児期の教育・保育環境の充実
- (2) 多様な資源を活かした子育て支援体制の確保
- (3) 要保護児童対策の充実
- (4) ワークライフバランスの確保への支援 等

なお、市民への周知に向けて「宜野湾市子ども・子育て支援事業計画概要版」の編集を行うとともに、市民説明会（講演会形式としていくことを検討）の実施を図るものとする。

### 3. 業務の実施体制

本計画の策定にあたっては、市民アンケートや関連団体等へのヒアリング実施により、市民参画のもと進めていくとともに、有識者や関係団体等の委員からなる「宜野湾市子ども・子育て会議」や庁内関係各課からなる「庁内検討委員会」等において、調査結果の確認・計画内容の検討等を行っていくものとする。

本計画策定の体制を以下に示す。



## 4. 業務の実施スケジュール

業務の実施スケジュールについては、2年間の内容を以下の通り提案する。

項目	平成 25 年度					平成 26 年度											
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<平成 25 年度業務>																	
(1) ニーズ調査業務																	
①宜野湾市の子育て支援に関する現状と課題の分析	■																
②国や他自治体の動向把握	■																
③ニーズ調査及び調査結果の分析	■		■		■												
④関係団体等へのヒアリング			■														
ニーズ調査報告書のとりまとめ・印刷				■													
<平成 26 年度業務>																	
(2) 事業計画策定業務																	
①ニーズ調査結果分析の整理						■		■		■		■		■		■	
②教育・保育、地域の子育て支援サービスの確保方策及び実施時期の検討								■									
③上位・関連計画の整理						■											
④子ども子育て支援事業計画の策定																	
序章 計画の枠組み								■									
1章 基本的な考え方								■									
2章 子ども子育て支援事業の実実施策								■									
パブリックコメント実施支援												■					
計画書のとりまとめ・印刷												■					
概要版の作成													■				
計画の周知支援																	■
子ども子育て会議	○			○					○	○			○				
庁内検討委員会等	○			○					○	○			○				

